

第1号議案

京都学園大学同窓会会則の改正について

京都学園大学同窓会会則の一部を次のとおり改正する。

(提案理由)

平成31年4月1日付けの「京都学園大学」から「京都先端科学大学」への大学名変更にともない、会則の関連条文に「京都先端科学大学」名を併記する必要があるため。

また、改正にともなう用語の統一を図るため、関係条文を改正するもの。

(改正条文)

題名中、「京都学園大学同窓会」を「京都学園大学・京都先端科学大学同窓会」に改める。

第1条中、「京都学園大学」の次に「・京都先端科学大学」を加える。

第2条中、「母校京都学園大学」の次に「及び京都先端科学大学」を加える。

第4条中、「京都学園大学」を「京都先端科学大学」に改める。

第6条中、第2項から第4項を次のとおり改める。

2 正会員は、次の各号のとおりとする。

(1) 京都学園大学及び京都先端科学大学各学部を卒業した者並びに京都学園大学及び京都先端科学大学大学院を修了した者

(2) 京都学園大学及び京都先端科学大学各学部並びに京都学園大学及び京都先端科学大学大学院に在籍した者で、理事会が承認した者

3 準会員は、京都先端科学大学各学部及び京都先端科学大学大学院の在籍者

4 特別会員は、京都学園大学及び京都先端科学大学の現旧教職員

第6条第1項、第9条第1項、第16条第2項から第3項、第17条第1項、第17条第3項第2号及び第4号並びに第18号第1項中、「および」を「及び」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 この会則は、平成31年4月1日から施行する。

以上